

## 農地の営農環境に対する取扱基準

制定 平成15年12月26日  
15川経農地第533号  
改正 平成23年9月5日  
23川経農地第277号  
改正 平成24年11月9日  
24川経農地第290号  
改正 平成28年4月1日  
27川経農地第448号

### (目的)

第1条 この取扱基準は、営農環境の保全に資するため、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年7月4日条例第29号。以下「条例」という。）の施行に伴う農地及び農業への調整に係る事務処理要領（平成15年12月26日制定。以下「要領」という。）第3条第3項に規定する協議事項について定めるとともに、要領第3条の円滑な履行又は行政指導のため協議する事項について例示するものとする。

### (協議事項)

第2条 要領第3条3項に規定する対象事業者との協議事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 植栽計画等に関すること。

(指示又は指導の内容)

第3条 要領第3条の協議事項に係る標準的な意見又は要望の内容は別表のとおりとする。

### 附則

- 1 この取扱基準は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 川崎市旧宅・宅地事業調整要綱に係る農地の営農環境に対する事前協議取扱基準（平成8年4月15日制定）は廃止する。

### 附則

この改正取扱基準は、平成23年9月5日から施行する。

### 附則

この改正取扱基準は、平成24年11月9日から施行する。

### 附則

この改正取扱基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

協議内容	意見又は要望の内容（例示）	備考
<p>要領第3条第1項関係 公有財産に係る使用、占用、変更又は譲渡若しくは権利の設定</p>	<p>(1) 農道に係る協議 事業区域の出入口に面している道路は川崎市（所管課都市農業振興センター農地課）が管理する農業用道路であるため、農耕者を想定した舗装厚になっております。つきましては、対象事業により供用された場合、破損が予想されますので、路盤改良及び全面舗装してほしいので、設計及び施工方法について協議してください。</p> <p>(2) 農業用水利施設に係る協議 事業区域の雨水排水は〇級河川〇〇川に直接放流する計画となっておりますが、その下流には農業用水路に取水するため、農業用水利施設があり、土砂を含んだ排水が放流されるとストレーナ及び取水ポンプに負担をかけるため、放流前に多段構成の泥溜を設けてほしいので、設計及び施工方法について協議してください。</p>	<p>公共施設の管理者等としての意見</p>
<p>要領第3条第2項関係 生産緑地に関すること。</p>	<p>(1) 生産緑地地内における行為に関すること 事業区域は、現在、生産緑地地区に指定されており行為制限があるため、都市農業振興センター農地課と協議し指示を受けてください。</p>	<p>法令に基づく意見</p>
<p>要領第3条第2項関係 事業区域内に登記（現況）地目が田または畑の土地がある場合</p>	<p>(1) 農業委員会との協議に関すること 事業区域内に登記（現況）地目が田または畑の土地があるため、取扱いについては川崎市農業委員会と協議してください。</p>	<p>法令に基づく意見</p>

要領第 3 条第 3 項関係 行政指導により 協議する事項	(1) 植栽計画等に関すること。 対象事業区域内の植栽にあたって、ビヤクシン属の植物（カイヅカイブキ、タマイブキ、ハイビヤクシン、スカイロケット等）は、なしの赤星病を発生させる原因となり、なしの生育に影響を及ぼすので避けてください。（川崎区・幸区は除く。）	要望（行政指導）
-------------------------------------	---	----------